

## 市第89号議案

## スポーツ施設の指定管理者の指定

次のようにスポーツ施設の指定管理者を指定する。

平成22年12月3日提出

横浜市長 林 文子

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見スポーツセンター	中区尾上町6丁目81番地	財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	平成23年4月1日から平成28年3月31日まで
横浜市神奈川スポーツセンター	同	同	同
横浜市西スポーツセンター	同	横浜市体育協会・住友不動産 エスフォルタグループ 代表者 財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	同
横浜市中スポーツセンター	同	財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	同
横浜市南スポーツセンター	同	同	同
横浜市港南スポーツセンター	同	同	同
横浜市保土ヶ谷スポーツセンター	同	同	同
横浜市旭スポーツセンター	同	同	同
横浜市磯子スポーツセンター	同	同	同

横浜市金沢スポーツセンター	同	同	同
横浜市港北スポーツセンター	同	同	同
横浜市緑スポーツセンター	東京都新宿区西新宿 2 丁目 6 番 1 号	住友不動産エスフォルタ株式会社 代表取締役社長 阿部 政樹	同
横浜市都筑スポーツセンター	中区尾上町 6 丁目 81 番地	財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	同
横浜市戸塚スポーツセンター	同	同	同
横浜市泉スポーツセンター	東京都新宿区西新宿 2 丁目 6 番 1 号	住友不動産エスフォルタ株式会社 代表取締役社長 阿部 政樹	同
横浜市瀬谷スポーツセンター	中区尾上町 6 丁目 81 番地	財団法人横浜市体育協会 会長 山 口 宏	同

### 提 案 理 由

横浜市鶴見スポーツセンター等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

横浜市体育協会・住友不動産エスフォルタグループの構  
成員

1 中区尾上町 6 丁目 81 番地

財団法人横浜市体育協会

会長 山 口 宏

2 東京都新宿区西新宿 2 丁目 6 番 1 号

住友不動産エスフォルタ株式会社

代表取締役 阿 部 政 樹  
社 長

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）